

告 示

埼玉県告示第三百九十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県朝霞市大字膝折字上ノ原二番一の一部、大字溝沼字広沢原千九百四十番四の一部、大字溝沼字稻荷久保千八百九十番四の一部、青葉台一丁目千四百四番二の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図

